

2011年度 明治学院大学

東日本大震災・長野県北部地震被災者 学費減免特別措置 募集要項

【 大学院生対象 】 ※法科大学院生は別途要項があります。

下記の要領で、「東日本大震災・長野県北部地震被災者 学費減免特別措置」の募集を行います。

受付期間：4月25日（月）～5月19日（木）

受付場所：白金校舎：大学院事務室 横浜校舎：国際学部事務室

■申請書については、大学院 Web サイトよりダウンロードができる他、大学院事務室・国際学部事務室でも配布しています。受付時間は以下のとおりです（但し、状況によっては時間変更の可能性あり）。

対象とする研究科	場 所	提出書類受付時間
文学・経済学・社会学・法学・心理学	白金校舎 大学院事務室	月～金：9:30～11:45、12:30～16:00 土：9:30～11:45
国際学	横浜校舎 国際学部事務室	月～金：9:30～11:45、12:30～16:00 土：9:30～11:45

■対象者：東日本大震災及び長野県北部地震による、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県及び長野県・新潟県の内、災害救助法適用被害地域の出身または適用被害地域周辺で同等に被災した在学生
※災害救助法適用被害地域は別紙のとおり

■ 措置の内容：被災状況に応じて学納金の減免を行う。措置内容は次のいずれかとする。

A：各学期の学納金全額免除

B：各学期の授業料全額免除

C：各学期の授業料・施設費それぞれ半額免除

※被災とは、このたびの震災による「家屋の全壊・半壊・一部損壊」や

「主たる家計支持者の死亡または安否不明、失職、重度の負傷」をさす。

※措置の対象となる期間は「2011年度春学期・秋学期」とする。

すでに「2011年度学納金」納入済みの場合は、被災状況により減免額を返戻する。

※措置 A について、最終年次生秋学期の「校友会終身会費」は対象外とする。

■ 提出書類：証明書類について提出ができない場合は、申請時にその旨を伝えること。

1. 申請書（所定用紙）

2. 被災状況を証明する書類（コピー可）。

* 家屋の損壊 ⇒ 罹災証明書（全壊・半壊・一部損壊の状況が確認できるもの）

* 主たる家計支持者の死亡または安否不明・失職・重度の負傷 ⇒ その事実を証明する書類。

死亡…死亡診断書

失職…離職票・勤務先からの証明書

重度の負傷…診断書

■ 審査：提出書類および被災状況に基づいて審査を行い、判定する

■ 採用者発表：5月下旬（予定） 採用者には別途「減免措置決定通知書」で通知します。

■ 問い合わせ先：白金：大学院事務室 03-5421-5180 横浜：国際学部事務室 045-863-2200

※日本学生支援機構による緊急応急奨学金の申込みも受付けています。希望者は申し出てください。

2011年3月30日 明治学院大学 大学院事務室

●2011年4月21日 名称・対象地域変更